

2 . 民間建築物耐震化の支援制度について (1 / 2)

9 安全・安心な建築物の確保

民間建築物耐震化の促進

139,678千円

建築物安全推進課

- 耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断が義務化された建築物に対し、耐震改修への補助を行うとともに、市民への普及啓発、住宅への耐震診断・改修補助等により、民間建築物の耐震化を促進します。

○耐震診断・耐震改修工事補助

- ・平成25年11月の耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断が義務化された要緊急安全確認大規模建築物に対し、耐震改修工事への補助を行います。

拡充

- ・木造戸建住宅への耐震改修工事について、平成30年度から上限額を増額(70万円→90万円)するとともに、新たに耐震シェルターや防災ベッドの設置費用に対し、補助を行います。
- ・共同住宅や病院への耐震診断、耐震改修工事について、引き続き補助を行います。

※要緊急安全確認大規模建築物とは

病院、店舗、ホテル等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する方が利用する建築物で大規模なものです。



耐震シェルターのイメージ



防災ベッドのイメージ

放置空家対策の推進

14,832千円

建築物安全推進課

- 「福岡市空家等の適切な管理に関する条例」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、放置空家対策を推進します。

○空家の実態調査

空家の実態(戸数、老朽危険度等)を把握するため、市内全域を対象とした空家の実態調査を行います。(3か年計画の2年目)

○放置空家の緊急的危険防止措置

倒壊等著しく危険な空家について、緊急の危険防止措置が必要な場合への対応の強化を行います。

○福岡市空家等審議会の運営

条例に基づき、空家等の措置について審議会に諮りながら必要な措置を行います。

○空家専門相談支援事業

建物所有者等が抱えている空家に関する問題や課題を早期に解決するため、専門家を活用した相談制度により、空家対策を積極的に推進します。

【放置の理由】

- ・権利者の責任意識の欠如や希薄さ
- ・財産相続の未整理・争い
- ・経済的理由 等



2. 民間建築物耐震化の支援制度について (2/2)

(1) 木造戸建住宅 耐震改修補助制度の拡充について

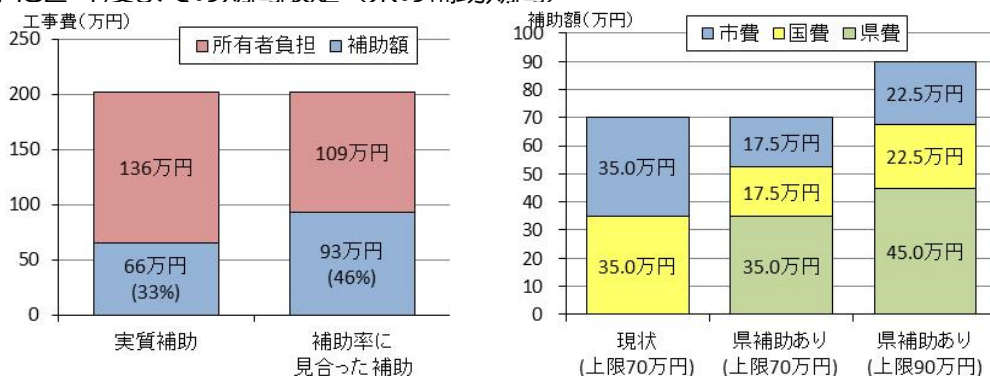
[H29：改修 100 件 70,000 千円
 H30：改修 90 件 81,000 千円, 耐震シェルター等 10 件 2,500 千円]
 上限額を 90 万円にすることで平成 60 件に対し, 約 1.5 倍 (90 件程度) の増加が見込める。(※耐震シェルター等を含めると 100 件)

① 補助額の増額 (上限額 現行：70 万円 → H30 年度：90 万円)

- 平成 32 年度末の耐震化率の目標 95%
- 木造戸建住宅の耐震化が遅れている。(耐震化率 70%) ⇒ 補助制度の拡充が必要
- (補助実績より) 平均工事費 202 万円, 平均補助額 66 万円 ⇒ 実質補助率は約 1/3
- 補助率に見合う上限額：

202 万円 × 0.46 ≒ 93 万円 ⇒ 90 万円

※H32 年度までの期間限定 (県の補助期間)



② 補助対象の拡充

(耐震シェルター, 防災ベッド)

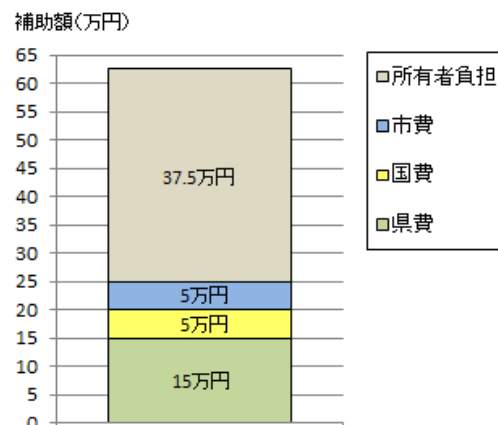
- 最低限生命を守る方法として有効
- 高齢者等世帯で, 認定品を使用する場合, 県の補助対象となる。

補助率：40%, 上限額：25 万円

(参考) 政令市の状況

- 耐震シェルター：15 都市
- 防災ベッド：10 都市

※H32 年度までの期間限定 (県の補助期間)



(2) 共同住宅 耐震改修補助制度の拡充について (ピロティ型共同住宅の耐震改修補助)

- 地震被害は, 旧耐震の共同住宅のピロティ部分 (建物の 1 階部分を柱だけの空間にしている形式で, 駐車場として使用している部分) の被害が多い。
- ピロティが被害を受けると, 住戸被害が小さくても, 継続して居住することが難しい。
- ピロティ補強の促進により, 大規模地震後の住戸の継続的使用を可能にする。
- 補強部分は最下階のみであることから, 中高層の住宅全体の安全性の向上に対する費用対効果は非常に大きい。